

令和3年度事業報告

令和3年度については、警察本部指導のもと、関係機関、団体等との連携を強化しつつ、①暴力団排除意識の高揚と活発な啓発活動、②各種暴力団排除活動の効果的な支援、③暴力相談活動の適正な実践、④救済支援活動の着実な推進の4つの柱で事業を展開した。

兵庫県内に本拠を置く、六代目山口組、神戸山口組、絆會による三つ巴の対立状態が継続している中、六代目山口組及び神戸山口組による銃器又は刃物を使用した対立抗争に起因する殺傷事件が続発したことから、令和2年1月7日兵庫県公安委員会は、六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団等に指定した。しかし、その後も銃撃事案が発生するなど抗争は終結していないと判断した兵庫県公安委員会は、令和4年4月においても、指定期限の延長等を決定した。

このような状況下、暴力団排除事業については、暴力団追放運動功労者表彰式を実施し、暴力団排除の意識高揚を図るとともに、各種広報紙等への広告掲載、公共施設等における広報モニターの活用、野球場や競馬場の大型ビジョン等でのCM放映、広報紙・チラシの配布など、多角的できめ細かな分かり易い広報を実施した。

加えて、令和3年12月、「適格都道府県センター訴訟制度」を活用した尼崎市内の事務所に対する暴力団事務所使用差止仮処分が決定し、その後事務所所在地は民間事業者へ売却、事務所は解体されるなど、暴力団事務所の完全撤去に至った。さらに、令和4年3月、神戸市内の五代目山健組事務所等に対する、暴力団事務所使用差止仮処分の申立を行った。

また、県下3か所の暴力相談所等で244件の相談を受理したほか、不当要求防止責任者講習会の参加者については、講習会への積極的な参加を呼びかけた結果、2,110名の受講者があった。

令和3年度決算の概要については、一般正味財産増減の経常収益のうち、基本財産運用益は19,132千円、受取賛助金は20,875千円（前年度から455千円増）等で、経常収益計は64,931千円（前年度から8,282千円増）となった。一方、経常費用は61,570千円（前年度から6,909千円増）となった。その結果、一般正味財産期末残高は、前期から2,705千円増の92,055千円となった。

指定正味財産は、期末残高が前期から7千円減の1,500,674千円となった。

一般正味財産及び指定正味財産の合計である正味財産期末残高は、前期から2,697千円増の1,592,730千円となった。

今後も、「暴力団のいない安全で平穏な兵庫県」の実現と企業対象暴力、行政対象暴力等の暴力団による不当要求事案の根絶を目指し、各種活動を積極的に展開するとともに、これまで以上に暴力団排除条例を広く県民に周知、浸透させて、更なる暴力団排除気運の高揚を図り、暴力団追放活動の中核としての役割を果たしていきたい。

事業活動

I 公益目的事業 1

1 暴迫思想普及啓発事業 (暴力団対策法第32条の3第2項第1号)

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るため、次のとおり広報活動を行った。

(1) 暴力団追放兵庫県民大会開催事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から前年度と同様に「暴力団追放兵庫県民大会」の開催を中止し、11月2日に「暴力団追放運動功労者表彰 表彰式」を行った。

表彰式では、多年にわたり地域や職域で暴力団追放等の運動に取り組むなど、暴力団追放思想の普及に顕著な功労が認められた22者(個人14、団体8)に表彰状を授与するとともに、5者(個人1、団体4)に感謝状を贈呈した。

なお、表彰式については、新聞に掲載されるなど、効果的な暴迫思想普及啓発活動となった。

(2) 広報刊行事業

次表のとおり、各種資料の作成・配布を行った。

種 別	製 作 部 数
センター機関誌「暴迫兵庫」	21,000
賛助会員向け機関紙「暴力団追放!!」	2,500
暴力団追放ポスター	1,000
マニュアル8930	3,000
暴排教室パンフレット	800
チラシ～暴力団事務所使用差止請求制度	700
チラシ～断固拒否	7,000
「断固拒否」リーフレット	8,500
暴力団追放運動支援自販機設置協力企業募集チラシ	2,000
暴力団離脱者受入賛助事業所募集チラシ	1,000
暴力団事務所撤去応援プロジェクトチラシ	10,000
センターオリジナルカレンダー	1,000
ポケットカレンダー	26,000
暴力団排除宣言ステッカー	10,000
クリアファイル	6,000
扇子	1,200
メモ帳	6,000

(3) 広報活動実施事業

暴力団の実態をはじめ、暴力団等からの不当要求に対する対応要領、暴対法や暴排条例の目的や内容をセンターのホームページに分かりやすく掲載するなどして周知徹底を図った。

また、行政機関等の各種広報紙に広告を掲載したほか、公共施設等における広報モニターの活用、大型ビジョンでのCM放映、「暴力団追放運動支援自販機」の設置を行った。

主な広報活動については、次のとおりである。

ア ホームページによる広報

【ホームページのアクセス件数】

種別 \ 年度	令和3年	開設時からの累計	開設年月
日本語版	62,404件	669,072件	平成9年12月
英語版	1,802件	64,962件	平成10年5月
合計	64,206件	734,034件	

イ 各種広報紙等への広告掲載

広告名	掲載月
青少年ひょうご	2月号
相談窓口パンフ（神戸市・芦屋市・尼崎市）	毎年度発行
県民だよりひょうご	2月号

ウ ビジョン広報等

阪神甲子園球場、ほっともっとフィールド神戸、阪神・園田競馬場、尼崎センタープール、ポートピア、JR駅構内、淡路・明石・神戸市役所等の大型ビジョンで暴追CMを放映するとともに、神戸市営地下鉄全駅（27駅）に当センターのポスターを掲示した。

エ 暴力団追放運動支援自販機の設置

暴力団排除の啓発広告がプリントされ、売上金の一部を支援金としてセンターに寄付していただける「暴力団追放運動支援自販機」を平成28年度から設置しており、現在累計台数が25台となっている。

(4) 暴追DVDの活用及び貸出事業

不当要求防止責任者講習や各企業での暴排研修会の教材として、次の暴力団追放啓発DVDを活用した。

・「暴排の標」

企画：全国暴力団追放運動推進センター

内容：商品へのクレームから高額な金銭要求をする暴力団に対する対応要領を解説

・「不当要求・クレームへの初期対応・効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」

企画：公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会

内容：インターネットによる悪質クレーマーに対する対応策について必殺ワードを活用した対応要領を解説

暴迫啓発DVD（全41種）の無償貸出も行っており、各地域の暴力団追放大会や暴力団排除研修会等で有効に活用した。

令和3年度貸出件数	20件・45本
-----------	---------

(5) 暴迫標語・ポスターの募集

暴力団排除意識の高揚を図るため、全国暴力団追放運動推進センターと連携して、「標語」の募集を行うとともに、兵庫県独自に「ポスター」の募集を行った。

II 公益目的事業 2

1 暴力排除活動推進支援事業（暴力団対策法第32条の3第2項第2号）

関係機関との連携により、地域、行政及び職域からの暴力排除活動推進事業を支援した。

(1) 地域からの暴力排除推進支援事業

ア 暴力団事務所等の撤去に向けた住民運動に対する支援

兵庫県警察本部と連携し、地元自治会や暴力団追放組織に対して住民運動の進め方の指導、暴追グッズの貸し出しをするなどして、暴力団追放運動を支援した。加えて、暴力団追放運動を推進する県下 53 団体に対しては、「暴力団追放運動推進支援金」を支給して活動を支援した。

暴力団被害者救済貸付金及び暴力団事務所使用差止請求関係業務に係る求償金については、借入者や求償の対象者に請求することとしているが、「暴力団排除訴訟支援費用準備資金」を活用して、経済的不安がある等の理由で暴力団排除に資する訴訟費用を負担することが困難な県民を支援することとしている。

イ 兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会の支援

県下各地の暴力団追放活動を行う団体間の相互連携を密にし、県下での暴力団追放運動の一貫性を確保するために、平成 14 年 10 月に発足した県内 25 暴力団排除組織による「兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会」の代表者会等の活動を支援して、同協議会の活性化、警察との連携強化を図った。

ウ 地区暴力団追放大会への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年県下各地区で開催されている暴力団追放大会は開催されなかったが、神戸市内の暴追団体に対して、大型看板を寄贈したり、暴力団追放決起集会開催の支援をするなど、支援活動を行った。

エ 暴力追放指導員の活動

地域における暴力団追放運動のリーダーとして、令和 2 年度より引き続き各警察署単位に合計 49 名の暴力追放指導員を委嘱した。暴力追放指導員は、地域住民とのパイプ役として活動し、住民の目線に立って暴力団による被害の実態や暴追運動に関する住民の意見、要望等を広く集める役目がある。集められた情報等は、内容により被害者の救済や情報提供に活用するとともに、センターの各種事業に反映させることとしている。

(2) 行政からの暴力排除推進支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、暴排研修会の開催はなかったものの、暴迫啓発資料の提供を行うなどの活動支援を実施した。

(3) 職域からの暴力排除推進支援事業

企業等の暴排研修会にセンターから専任講師を1回派遣したほか、暴迫啓発資料の提供を行うなどの支援活動を実施した。

2 不当要求防止責任者講習事業（暴力団対策法第32条の3第2項第7号）

兵庫県公安委員会から委託を受け、各企業・事業所ごとに選任された不当要求防止責任者を対象に、県下各地において、暴力団等からの不当な要求に対する心構えや対応要領などを研修する不当要求防止責任者講習を実施した。

【不当要求防止責任者講習実施状況】

	令和2年度	令和3年度
実施回数	42回	37回
受講者数	2,087人	2,110人

※ 令和3年度末 受講者累計 68,870人

3 調査研究及び不当要求管理機関援助事業（暴対法第32条の3第2項第8号、第11号）

暴力団排除に関する書籍等の購入、暴力団に関する新聞記事等の収集及び全国暴力追放運動推進センターへの情報提供並びに県警との連携を図った。

Ⅲ 公益目的事業 3

1 暴力相談事業 (暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 3 号)

神戸、尼崎及び姫路の 3 か所に暴力相談所を設置し、警察OBの暴力追放相談委員が常駐して、暴力団等反社会的勢力からの被害などに関する相談に対応した。

また、毎週火曜日の神戸市役所市民相談室における出張相談所や、不当要求防止責任者講習の会場における臨時相談所の開設、尼崎・姫路の各暴力相談所相談員による出張相談など、あらゆる機会を活用して相談機会を増やすとともに、多種多様な広報媒体を活用して当センターの暴力相談事業に関する積極的なPRに努めた。

特に、刑法等に触れるおそれのある犯罪行為に関する相談、また、警察への通報や弁護士への引継ぎが適切と判断される相談は、速やかに引継ぎを行うなどにより、早期解決に向け、迅速・的確な対応に努めている。

令和 3 年度は、244 件の暴力相談を受理し、うち 6 件を警察等に引き継いだ。

【相談受理件数】

相談所名 年度	神戸	尼崎	加古川	姫路	巡回	計
令和 2 年度	157	41	39	37	0	274
令和 3 年度	178	45	—	21	0	244

【令和 3 年度に受理した相談内容】

相談内容	処理状況 受理 件数	解決 件数	小計	引継	
				警察	その他
暴力団対策法第 9 条各号の暴力的要求行為	5	5	0	0	0
準暴力的要求行為に係るもの	0	0	0	0	0
離脱、勧誘・加入強要に係るもの	0	0	0	0	0
暴力団事務所の撤去等に関するもの	4	1	3	2	1
民事訴訟に関するもの	0	0	0	0	0
上記に該当しない不当行為に関するもの	3	2	1	1	0
暴力団対策法に関するもの	22	22	0	0	0
その他暴力関係相談	210	208	2	2	0
合計	244	238	6	5	1

2 暴力団被害者救済支援事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 9 号）

(1) ホームセキュリティサービス支援の実施

平成 17 年から、兵庫県警が指定した要保護者のうち、暴力団等から危害を受けるおそれが極めて高く、その生命身体又は財産に被害が及ぶおそれのある者に対して「暴力団危害保護ホームセキュリティサービス支援事業」を実施している。

(2) 損害賠償請求訴訟費用の貸付

暴力団被害救済貸付金貸付規程に基づき、これまでに計 7 件、総額 1,540 万円の暴力団事務所使用差止や損害賠償請求に必要な訴訟費用の貸付を行い、全額返済されている。

なお、平成 22 年度以降の貸付実績はない。

3 暴力団事務所使用差止請求関係事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 6 号）

当センターは国家公安委員会から、適格センターとして、平成 24 年 8 月改正の暴力団対策法に基づく認定を平成 25 年 7 月 25 日付けで受けており、暴力団事務所周辺の住民等から暴力団事務所使用差止請求関係業務の委託を受けて一切の裁判上（外）の行為をする権限を行使することができる体制を整えている。

令和 3 年 11 月 15 日、尼崎市内における暴力団事務所使用差止仮処分申立を神戸地方裁判所に行い、同年 12 月 20 日付けで仮処分が決定された。その後、当該物件は売買され、令和 4 年 5 月解体工事中であり、事務所は撤去されることとなった。

また、令和 4 年 3 月 11 日、神戸市内における暴力団事務所使用差止仮処分申立を神戸地方裁判所に行った（2 件申立、うち 1 件は同年 5 月 16 日決定）。

IV 公益目的事業 4

1 少年に対する暴力団の影響排除事業（暴力団対策法第32条の3第2項第4号、第10号）

警察本部暴力団対策課・少年課、県・市教育委員会、中・高等学校等と連携し、少年の暴力団加入阻止及び少年への暴力団からの影響排除・被害防止を目的として暴力団の影響排除対策事業を行った。

県下6ブロックで開催される少年指導委員研修会では、暴迫啓発資料を提供した。

2 暴力団離脱者支援事業（暴力団対策法第32条の3第2項第5号）

(1) 暴力団離脱者受入賛助事業所の拡充

県警及び社会復帰アドバイザーと連携し、各種事業所に対して、暴力団離脱者受入賛助事業所（以下「受入賛助事業所」という。）になってもらうよう要請するとともに、刑務所出所者の就労支援を実施しているNPO法人「兵庫県就労支援事業者機構」の協力事業所のうちからも受入賛助事業所を紹介してもらうべく、同機構との連携強化を図った。

(2) 他都道府県との連携及び離脱支援の実施

平成28年12月1日から、当センター専務理事が会長を務める「兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会」が「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」（37都道府県が既に協定締結）に加盟して、他都道府県と連携して暴力団離脱者の社会復帰対策を進めており、平成29年には福岡県協議会から相互連携依頼を受けて就労に繋げ、令和元年には香川県協議会に相互連携依頼を行っており、都道府県協議会と相互に連携を図った就労支援を継続している。

また、令和3年3月に県外からの離脱者を受入賛助事業所への就労に繋げたことで、暴力団離脱者雇用給付金の支給により受入賛助事業所の負担を軽減するものである。

(3) 訪問活動

就業等更生支援活動として社会復帰アドバイザーとともに受入賛助事業所を訪問し、離脱者の就労継続と更生支援を実施した。

管理部門

1 理事会・評議員会の開催状況

(1) 理事会

定例理事会を次のとおり開催した。

区分	月日・場所	審議事項
第21回	令和3年6月10日 兵庫県土地改良会館 会議室	①令和2年度事業報告及び決算 ②暴力団離脱者雇用給付金支給規程の改正 ③暴力団離脱者一時援助費支給規程の改正 ④押印廃止に伴う諸規程の改正 ⑤顧問の委嘱 ⑥評議員会開催
第22回	令和4年3月10日 兵庫県土地改良会館 会議室	①令和3年度収支補正予算 ②令和4年度事業計画及び収支予算 ③暴力団排除訴訟支援費用準備資金の取崩し ④基本財産の配分割合の変更 ⑤第2期暴力団排除訴訟支援費用準備資金規程の制定 ⑥暴力団離脱者受入事業所に対する損害補償金支給制度に関する規程の改正 ⑦評議員会開催

上記のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第96条及び定款第30条第2項の規定に基づき、決議省略の方式による理事会（みなし理事会）を次のとおり実施した。

回数	決議があったとみなした日	決議事項
第66回	令和3年4月1日	①顧問委嘱
第67回	令和3年4月16日	①評議員会の決議 ②副会長委嘱
第68回	令和3年5月25日	①評議員会の決議
第69回	令和3年6月8日	①評議員会の決議
第70回	令和3年6月28日	①顧問委嘱
第71回	令和3年8月1日	①会長委嘱

第 72 回	令和 3 年 8 月 10 日	①暴力団事務所使用差止請求関係業務の委託を受ける旨及び委託の請求の内容の決定 ②暴力団事務所使用差止請求関係業務の受託に伴う代理訴訟手続を進行させる弁護士の決定 ③暴力団事務所使用差止請求関係業務の委託者への実費の請求
第 73 回	令和 3 年 11 月 17 日	①顧問委嘱
第 74 回	令和 4 年 1 月 26 日	①暴力団事務所使用差止請求関係業務の委託を受ける旨及び委託の請求の内容の決定 ②暴力団事務所使用差止請求関係業務の受託に伴う代理訴訟手続を進行させる弁護士の決定 ③暴力団事務所使用差止請求関係業務の委託者への実費の請求
第 75 回	令和 4 年 2 月 10 日	①評議員会の決議

(2) 評議員会

定例評議員会を次のとおり開催した。

区 分	月 日・場 所	審 議 事 項
第 18 回	令和 3 年 6 月 28 日 ラッセホール会議室	①令和 2 年度決算関係計算書類等
第 19 回	令和 4 年 3 月 17 日 兵庫県土地改良会館 会議室	①第 22 回理事会決議の報告

上記のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の規定に基づき、決議省略の方式による評議員会（みなし評議員会）を次のとおり実施した。

回 数	決議があったとみなした日	決 議 事 項
第 36 回	令和 3 年 4 月 30 日	①評議員選任 ②理事選任
第 37 回	令和 3 年 6 月 7 日	①理事選任
第 38 回	令和 3 年 6 月 21 日	①評議員選任
第 39 回	令和 4 年 2 月 24 日	①評議員選任

2 賛助金等の状況

(1) 賛助金・寄附金

センターの事業推進活動を広く支援していただくための賛助会員制度に基づく賛助金及び寄附金の収入状況は、下表のとおりである。

		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
賛助金	法人	704	19,510	731	20,100
	個人	105	910	103	775
	小計	809	20,420	834	20,875
寄附金		2	3,300	2	3,300
合計		811	23,720	836	24,175

(2) 暴力団追放運動支援自動販売機設置による支援金

自動販売機設置業者及び設置先事業所の協力を得て、売上金の一部を支援金としてセンターの事業活動費に充当することとしている。

自販機設置状況及び支援金の収入状況は、下表のとおりである。

	令和2年度	令和3年度
自販機設置事業者数(者)	15	16
自販機設置台数(台)	15	16
支援金(千円)	252	288